

鳩山監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

鳩山町監査委員 戸 口 章

鳩山町監査委員 石 井 計 次

令和3年度定例監査の結果について（報告）

1. 監査の日時 令和4年3月15日（火）午前9時から午後2時50分
令和4年3月17日（木）午前9時から午後2時45分

2. 監査の場所 鳩山町役場 301会議室

3. 監査対象及び方法

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された事務事業の状況、工事請負・委託契約の執行状況等について、あらかじめ各課等から提出された資料に基づき、限られた時間の中ではあったが監査を実施した。

監査に当たっては、各課等において年度当初に掲げた組織目標に対する事務事業の執行並びに達成の状況、第5次総合計画に掲げる各事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の取組状況等について、担当課長をはじめとする職員の出席を求め、説明を受けた。このほか委員会等の開催状況及び各種団体等に対する補助金等の交付状況、並びに契約額200万円以上の業務委託及び工事請負の契約、執行状況について資料の提出を求め説明を受けた。

4. 監査の結果及び意見

各課等から提出された資料、工事等における執行状況等についての説明を受け、監査した結果、概ね適切に執行されているものと認められた。また、第5次総合計画に掲げる各事業やまち・ひと・しごと創生総合戦略事業についても、各事業における計画づくりや進捗状況の説明を受けたが、各事業とも着実に進められているものと認められた。

しかし、厳しい財政状況にあることを踏まえ、これまで以上に効果的な事業展開、予算の執行を望む観点から、次の点について意見を述べることとする。

(1) 各課等においてそれぞれに組織目標を設定し、その目標を達成するために職員が共通認識を持って事業に取り組んでいる点は高く評価したい。目標を達成した事業は、引き続き事業の達成度や成果の分析に取り組み、今後の事業施策の展開に反映させることで町民福祉の向上に努めていただきたい。また、目標を達成できなかった事業については原因の究明を行い、早期達成に向けて努力していただきたい。

(2) 第5次総合計画に掲げる協働戦略の各事業の推進に取り組まれた。北部地域再生・創造事業では、泉井交流体験エリアが令和3年5月1日にオープン、

上熊井農産物直売所が同年 10 月 1 日にグランドオープンした。今後、これらの施設を拠点として、北部地域の活性化につながる事業展開をしていただきたい。

公共交通と商業の活性化推進事業では、多くの住民から要望が寄せられていたデマンドタクシーの利便性向上について、令和 4 年 4 月から町外運行及び土日運行が実施されることとなった。引き続き利便性及び持続可能性の向上に努めていただきたい。

- (3) (仮称) 鳩山新ごみ焼却施設整備については、焼却プラントを含む工場棟や管理棟の工事が進んでおり、令和 5 年 4 月からの本稼働に向け、工事も最終段階となっている。今後も組合と連携し地元住民に対し、きめ細やかな対応を行うことで事業の着実な推進が図られるよう努めていただきたい。
- (4) 町道や上下水道など、町民の日常生活に欠くことの出来ないインフラ施設の中には耐用年数を迎えるようとしているものが多数ある。しかし、財政状況の厳しい状況下では、施設の維持更新に要する予算を集中して確保することは困難であると言わざるを得ない。公営企業会計の適用となる農業集落排水事業及び浄化槽設置管理事業の移行事務を的確に行うとともに、長期的な視点に立って施設の状況把握と整理を適時に行い、維持更新計画などを策定し、実施することで町民生活に支障を来すことがないよう取り組んでいただきたい。
- (5) 各種団体等に対して交付している補助金等については、厳しい財政状況を踏まえ、各所管課において、経費負担のあり方など、様々な観点から常に検証・精査を行っていただきたい。また、補助金等を交付するに当たっては、町補助金等の交付手続等に関する規則を準用するだけでなく、事業ごとに要綱等の整備を行い、交付基準が明確化されるよう取り組んでいただきたい。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策については、迅速に新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、子育て応援新生児特別給付金及び中小企業者等事業継続応援給付金を支給するなど、多岐にわたる事業を実施された。今後も感染症発生動向などの状況変化に適切かつ柔軟な感染防止対策等を講じるとともに、様々な不安をもつ町民や事業者の声に耳を傾け、引き続き必要に応じた切れ目のない支援に取り組んでいただきたい。
- (7) 令和 2 年度に鳩山町が発注した工事において、令和 3 年 5 月 11 日に本町の元職員が官製談合防止法違反等の容疑で逮捕され、同年 6 月 2 日に起訴されるという重大な不祥事が発生した。町では、鳩山町不正事件に係る再発防止対策有識者会議の設置や職員に対するコンプライアンス研修の実施など、再発防止に向けた取り組みが行われた。町は、組織として、予めリスクがある

ことを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが、より一層求められており、内部統制制度を研究するなど、引き続き再発防止に取り組むとともに、町政の信頼回復に努めることを強く要望する。